

フランス林政における『水と森林』の史的展開序説

古井戸 宏通

東京大学大学院農学生命科学研究科

要 旨

「水の時代」が森林の重要性に直結していることが世界的に理解されつつある中、「森林と水」の研究を発展させるために、フランス林野行政史において法令・行政機関等の林野に相当する呼称が「水と森林」(以下EF)であった史実について、フランス語二次文献等に依拠し「水」という名詞を通時に分析した。中世期に、非耕地ないし林野一般を指す便利な表現としてEFが出現して以来、EFの語は絶対王政期以降も法令や諸官制に受け継がれてきた。革命初期に「水」が消えたものの19世紀の林野行政における治山事業、内水面管理の所管から復活したEFの呼称は第二次大戦後、山林学校の名称を除いて消滅した。フランス語のEFの解釈はいわば林野利用権説と治山治水説の二説に大別されるが、EFの意味は時代によって変化している。飲料水源の土壤保全が社会問題となった1980年代以降、山林学校においても名目化していたEFに新たな意味が加わった。

キーワード：フランス、林野行政史、林野利用権、山地復旧事業、内水面漁業

I. はじめに

21世紀は「水の時代」と言われている。「水の時代」が森林の重要性に直結していることは世界的に理解されつつある。「水のための森林(管理)」というキーワードが21世紀において注目されていることは、蔵治らのレビュー¹⁾に加え、WWF等による調査報告が世界各国における「飲料水のための森林管理」事例をリストアップしたことや、欧州の「LIFE」助成国際事業である「Eau et Forêt/Forests for Water」プロジェクトがフランス共和国林業公社(以下ONF)のイニシアチブにより2004年に始動していることからも伺える。ここでWWF等のリストの性格について触れておきたい。このリストは各国の協力者の情報提供によって作成されたものであると考えられ国による精粗が見受けられる。たとえば日本については東京水道水源林を紹介しているにすぎず、フランスについても「事例無し」としている。しかしながらフランスの国立行政評価機関の報告は、地方公共団体の取水源取得と取水源保護について言及し、このうち造林や森林の取得管理を行う事例として、

ロワール・ブルターニュ流域とセーヌ・ノルマンディ流域を挙げている。ロワール・ブルターニュ流域水管理局は、1997年にこうした造林を促進するために、「飲料水取水施設の保護区域の土地の造林のための仕様書」を作成し、1999年9月には、ONFとの共著で、『水を護るための造林』と題する小冊子を出版した。またセーヌ・ノルマンディ流域では、水管理局自身が600haの森林を取得し、このうち450ha、林班数1,300がONFに経営委託されている²⁾。後者の事例はONFの研究誌 *Arborescences* の「水と森林」特集号(No.70)でも紹介され、1987年に水管理局とONFの最初の協定が結ばれ、以来協力関係が継続していることなどが知られる。WWFの調査報告はこうした事例を看過した形になっている。とはいっても、世界的な調査としては類をみないものになっている点は評価されねばならない。

こうした「森林と水」の研究をさらに発展させるためには、一旦歴史に立ち返り、既往の議論の系譜を整理することが有益であろう。日本の治山治水史研究においては欧州アルプス地域(オーストリア・スイス等)の溪流工事技術やアメリカの試験研究が重点的に紹介されてきた³⁾が、1883年

表1 日本を中心とした「水」、「森林」、「人々」の関係

人々の代表	水に対する要望	主な対策	対応する森林の機能
農 民	1. 農業用水の確保 —水あらそい—	ため池 慣行水利権	流量平準化(低水流期間増加) —水資源涵養—
産業資本家	2. 水害防止 土砂災害防止 —治山治水—	堤防 砂防ダム 緑化工	洪水緩和(ピーク流量低下・直接流出量減少) 侵食防止(表面侵食防止・表層崩壊減少) —国土保全—
第二次産業人	3. 水資源確保 —工業用水・発電用水—	貯水ダム	流量平準化(無効流出量減少) —水資源涵養・緑のダム—
都市の住民	4. 水質保全—おいしい水—	浄水場、水質規則	水質浄化—水資源涵養—
都市の住民	5. 安全給水—利水安全度	貯水ダム、節水	流量平準化(渴水緩和?) 水資源涵養・緑のダム
都市の住民	6. 自然生態系の保全 (河畔林・河川生態系・ 沿岸生態系の保護等) —自然保護—	ビオトープ 多自然型川づくり	生物多様性の維持 生物生息域の保存 —生態系維持—
世界の人々	7. 地球気候システムの安定 地球温暖化防止 —sustainable development—	気候変動枠組条約 (CO ₂ 排出規制)	蒸発散作用(蒸散・樹冠遮断蒸発) 温暖化緩和(CO ₂ 吸収) —地球環境保全—

出所：太田猛彦(2002)「水源地域としての中山間地」(田渕・塩見編著「中山間地と多面的機能」、農林統計協会、2002年所収)、東京、P. 28。本稿の論旨に合わせて表題を変更した。

にオーストリアの農相がフランスの山地復旧事業(以下RTM)を視察し⁴⁾、1891年にオランダ人デレーケがフランスの荒廃地造林事業を日本に紹介した⁵⁾史実は、治山造林に限定してもフランスの importance を示唆している。また、平地林の多い地勢にありながら行政機構・職能団体等の名称に「水と森林Eaux et Forêts」(以下、単にEFと記す⁶⁾)が少なくとも1219年の王令に遡って採用されてきた⁷⁾歴史に着目する論者も多い。本稿では、フランス林野行政史における行政機関等の呼称およびその内実の両面について、通時的に検討する。

II. 研究の視角

水と森林の関係を社会科学的に、つまり人間にとての関係としてとらえる場合、人間社会の介在を含めた見取り図が必要である。森林水文学の専門家である太田は、(通史的にみた)さまざま 「人々の代表」が、それぞれの立場から「水に対する要望」をもち、この要望のそれぞれに対応する「主な対策」が社会のなかで実現され、さらにこれらに対応する「森林の機能」が存在してきたと考え、これを表1のようにまとめている。

太田の示した見取り図の含意を社会科学の立場からみると、1) 物的な「森林の機能」は、林相

や森林施業に關係し、過去の人為の影響を受けること、2) 機能から発生する用益(「水に対する要望」と「主な対策」に相当)は、経済社会の構造や発展段階を反映すること、3) 受益者(「人々の代表」に相当)による便益の差異は、太田が並列的に列挙したなかに隠されている相互の矛盾を内包しており、社会における所得分配にかかわる問題であること、の3点が重要である。このうちの1)は、森林に加えられる人為と森林の機能との關係であって、自然科学的な知見が大きくかかわるもの、最終的には不完全情報下の社会的意思決定の問題に帰すのであって、社会科学的な議論の対象となることに注意したい。また、EFの語が、歴史上、法律や行政機構・官職の名称などに用いられてきた以上、それは制度的な概念である。後述するように、中世・近世の官職名に用いられたEFと近代のそれとは意味が異なる。歴史家のM.ブロック(Marc Bloch)⁸⁾は、名辞的考察から制度論的考察への飛躍を厳に戒めているし、中木康夫⁹⁾は「ブルジョワジー」というフランス語の中世都市における用法と近代における用法の混用に警鐘を鳴らした。本稿は、こうした警告や太田の枠組みを踏まえ、フランス語二次文献等に依拠しつつ、フランスにおける中世以来のEFという名

辞に含まれるEauxの内実の変遷を整理・紹介するものである。

Ⅲ. 近代以前の林野利用

フランスにおける林野利用・林野行政史については、農地制度全般・農村史¹⁰⁾、法制史¹¹⁾、森林・林野利用史・管理史¹²⁾、林野行政史¹³⁾についてフランス人による研究がある。関連して、ドイツ語圏については林野令とヴァイステューマー(村法・判告録)に関する膨大な研究¹⁴⁾、英語圏についてはウェストビー(J. Westoby)¹⁵⁾などによる森林・林野利用史の研究がある。

これらの先行研究の提示した主要な論点としては、1)林野利用・用材利用をめぐる共同体農民と領主権力との矛盾・対抗関係、2)村落社会内部の矛盾、3)経済発展段階、とくに工業用材・軍需用材需要の急増期における「1)」「2)」の変容などがある。これらを論じるために別稿を要するので、以下こうした論点を念頭に置きつつ、EFに関する議論を略述するに留める。

1. フランス語forêtの語義の変遷

EFにおけるE=Eauxの意味を考えるためにF=Forêt(s)の語義がまずもって確認されなければならない。Forêtと類縁関係にある英語forestやドイツ語Forstに関する言語学的研究が明らかにしたのは、これらはラテン語foris(外にあるもの)を共通の語源とし、少なくとも中世以降においては領主権力の強く及ぶ法的区域としての非耕地(林野)を意味する語であって、樹木の生育する土地を意味する自然科学的な語では決してなかったことである¹⁶⁾。樹木の生育する土地(森林)を示すラテン語はsylvaであった。

フランス語のforêtについてこの点を森林経理学者のユッフェル(G. Huffel)¹⁷⁾に依拠して検討すると、語源はやはりラテン語のforisである。6世紀にはシルドベール2世(Childebert II)の証書にforestisの語が登場し、国王の専有する内水面漁業権=林野利用権を意味していた。内水面漁業・狩猟などの目的で王が囲い込んだ土地を意味していたforesta¹⁸⁾もforisの原義を受け継いでいる。しかし、すでに7世紀においてシジュベル2世

(Sigebert II)の証書ではforestisは「森林」の意味に変じていた。ユッフェルにより、中世初期以降のフランスにおける林野関連語をまとめると、forestaはnemus(南フランスではdefensa等、北東部ではbanbois等)という語に代替され、同じくforisに由来するforêt(forest)は「森」(樹木の生えた場所)の語意に確定し、現在に至っている。一方、当時共有林を指す表現としてはsylvæ communis(consuetudo lociなどと称する共同体規制のもとにおかれた)¹⁹⁾があった。ここで注意したいのは、ユッフェルの列挙する林野関連語のリストのなかに「共有林」はあっても、「共有林野」を意味する語が見いだせないことである。

中世初期以降におけるフランス語forêt(s)の語意の変容、すなわちその原意である「法的区域としての非耕地」からの乖離は、同時期の欧州の中では特異であったと思われる。試みにドイツ語圏を一瞥しておくと、ドイツ語Forstはラテン語の原意を維持していたし、これに対して領主権力の及ばない共同体の所有・利用する非耕地、すなわち共有林野を一語で示すドイツ語Waldが存在した²⁰⁾。一例を挙げると、15~16世紀のチロルにおいて領邦権力が共有林野に介入するために制定した法令にはWaldordnung²¹⁾なる簡潔な名称が与えられている。

ドイツ語Waldに相当する表現をフランス語は持っていなかったようである。と同時にフランス語forêtが単に「森林」を意味するようになったため、これに内水面を意味するEauxを加えた「EF」という表現が、(所有を問わず)「林野」の意味となる言語的素地がフランスにおいてはこの時代に整ったといえよう。

2. 中世前期の非耕地管理²²⁾

カペー朝による王領拡大が始まる前の、領邦君主が割拋していた12世紀以前(中世前期)において、王ないし領邦君主の所有する非耕地においては、王や君主は私的な管理のために下役sergentを雇用し、森林、河川、放牧地の見回り、木材の伐採、狩猟等に当たらせた。任務や呼称は地方によって異なっていたが、おおむねその後のEFに相当する土地を管理していたといえる。下役の採

用基準を定めた法もなく、領主による場当たり的な任用が行われていた。

3. 王令による林野行政機構の整備とEFの語の出現²³⁾

1219年フィリップ・オーギュスト(Philippe Auguste)の王令において、初めてEFの語が出現し²⁴⁾、林野監督局長Maîtreその他の職責を定めている。その後、ルイ12世(Louis XII: 16c初頭)までは、その時々で、「水Eaux」の脱落、「狩猟Chasse」の追加など官職名が搖れ動いた。1346年フィリップ6世(Phillipe VI)の(ブリュノワ)王令は、王領地の一般徵稅・裁判職「プレヴォ」、「バイイ」、「セネシャル」から、林野監督職の専門化を図ったものである。この時点で林野監督局《Maîtrise des Eaux et Forêts》は10箇所であった。

この語は、後述するコルベール以降と同様、「林野監督署」とし、コルベール以降の官制Grande Maîtriseのみを「林野監督局」とすべきかもしれない。墙はマルタン著の「特別受任裁判所」の項において「多くの小都市に、河湖森林監督署maîtrise des eaux et forêtsが置かれており、これは司法的団体に組織されていて、王の森林forêtsの管理にと同時に森、川、狩猟および漁撈に関する民事または刑事の全訴訟に専念する。…この職は16世紀には買得性を持つものと成り、その名義人の活動は、河湖森林に関する1669年8月王令で規制されていた。各監督署maîtriseの言渡した判決は上訴に服することが可能であり、最後には河湖森林大理石卓室にまで達するものであった」と「監督署」の訳を宛てている²⁵⁾。この説明は近代前期における林野監督局(署)の定義といえ、IV. 4. で後述する。

中世に戻ると、林野の監督・裁判は、王領地や領邦君主所有地の非耕地に限られていた。村落共同体所有の非耕地や教区住民所有の非耕地は、こうした監督・裁判からは自由な存在であり、放牧に資する用益、木材、沼沢地からの泥炭・灯心草、原野からの寝藁・芝土・肥料用のシダ、等を供給するとともに耕地の予備地としての意味をも持っていた²⁶⁾。

4. 近代前期の私有・共有林野への王権の介入²⁷⁾

13世紀半ばにおいて、王有林野EFは王室財政の1/4の源泉となる重要な存在となっていた。ルイ9世治下、王領は20万haであり、このうちのEFから6万リーブル程度の収入があった²⁸⁾。14世紀の王令で確立した林野監督局《maîtrise des eaux et forêts》²⁹⁾はさらに、西洋史上「近代前期」と区分される16世紀以降、私有林野の監督・裁判などにも介入するようになった³⁰⁾。1520年にはパリに用材を流送するモルヴァンの低林などを規制し、1537年には、地方コミューヌ(共同体)・僧院の高林伐採許可制を規定し、1555年には監督局が一般裁判職から完全に独立³¹⁾し、1587年には12監督局がおかれることとなった。ここにおいて林野監督局は、マルタンによれば「王の森林の管理に関する+(王有林以外の)森、川、漁撈に関する…民事または刑事の全訴訟に専念する特別受任裁判所」であり、フランス国立公文書館³²⁾によれば、「森、狩猟、漁撈の収穫(収獲)に関するすべての活動を監察・巡視・裁判」する部局であった。EFの名称を変更することなく、林野監督局はその介入する領域を私有林に拡張したのである。一方この局長職は16世紀以降、買得性をもつ職となり、宗教戦争期に官制は崩壊するに至る。一般に、官職売買は「財務、司法、行政の役人が増えるにつれて、先任の退官者が一定額の報酬をうけるかわりに後任候補者を王に推薦し、王がそれを任命する慣習が、14世紀末にはじまった。この私的な売官制は、…やがて公的な制度となって大発展」³³⁾した。林野行政においては権力の私物化が、ときには資源の濫用を招いたとしても不思議ではない。

5. 絶対王政の成立とコルベール(Jean-Baptiste Colbert)改革

太陽王ルイ14世(Louis XIV)の治下に、フランスはヨーロッパ第一の強国となる。国家が徵稅や裁判など何らかの形で住民全体を掌握する状況が実現した。「社会的な条件の成熟を待つことなく王権が政治的に領邦権力をつぎつぎに寄せ集め」た結果、「強い官僚機構と王権の神聖化」が実現し、その背景には16世紀における「大西洋経済の

成立」があったと柴田は概括する³⁴⁾。ルイ14世の治世は宰相コルベールによる改革と結びつけて論じられるのが普通である。17世紀におけるコルベール改革の経済史的意義について詳細な分析をした中木³⁵⁾は、「遠隔地商業活動…を通じて高等法院官僚=巨大地主層をも凌駕する経済的勢力を確立」した新興特権商人層の登場を背景としたコルベールティズムの重商主義的性格が、経済的には特権マニュファクチャリーの育成、政治的には知事制の展開による売官制への打撃として現出し、「農村共同体…を基盤に、…在地旧貴族層や中小官職保有者層の介入を排しつつ、知事補佐官→知事→枢密院という系列で全権力を国王に集中する官僚統治機構」の完成(傍点原文、中略引用者)をみたと指摘した。その後の「フランス絶対王制」は、18世紀において重商主義派政権と、反重商主義派政権の「交代の律動」を政治史的特徴となすことになるが、コルベール期の経済史的特徴は、「商人→地主→官僚→法服貴族」という定型的な上昇系列に該当しない「新興の巨大特権商人層…が支配を確立する画期」であった。

絶対王政の制度的な総仕上げであるコルベール改革は、1665年に「司法会議」を創設し保守的な高等法院の発言を封じた上で、司法改革令(1667)・刑事訴訟令(1670)、商事令(1673)、海事令(1672、1681)・植民令(1685)といった一連の法令を制定した。1669年に制定された林野令が、この中でもかなり早期に属したことは注目に値しよう³⁶⁾。

6. コルベール林野令³⁷⁾

全32編(chapitre)からなり、王有林野経営の立て直しと共同体有林野への介入強化が特徴であるとされる。

(1) 王有林野経営と官職の再編³⁸⁾

王有林野経営については、森林・水・狩猟・漁撈についての刑事・民事裁判権の明確化により、国家財政への寄与を目指した。具体的には、水について、舟運・流送可能な水路に対する規制権能の拡大、森林について木材販売の拡大を含んでいた。

官職売買により崩壊していたヒエラルキーの再編・整備を行い、grand-maître、maître particulier、

lieutenant、procureur du roi、garde-marteau、greffier、gruyer、arpenteur、huissier audiencier、garde général à cheval、sergentといった官職の序列を確立した。たとえば、grand-maîtreは、年1回林野を巡視し、人事権をもつ。Lieutenant職には法学士の資格が必要であった。garde-marteauは、すべてのgardesを毎月巡視し、マルトランジェ(伐採木／保残木の選定刻印)³⁹⁾を行う者であった。ここでマルトーマルトは、斧に似た道具であり、金属製の頭部の片側は樹皮を剥ぐための刃になってしまっており、もう片側は剥いた部分に刻印を行うための円形の楕様の形状をなす。刻印される文字や記号、保管場所等は地域や時代によってさまざまであり、今日のフランス共和国でもONFの現場の森林監督官garde forestierによって用いられているが、当時は各林野監督局で厳重に保管されて伐採木／保残木の刻印に使用された。刻印の趣旨に違反する者は処罰される。すなわち刻印は選木の権威づけられた表示作業なのであって、garde-marteauは、現場においては林野からの用益にかかわる人びとの利害に直接関与ないし介入する存在であったといえる。

王有林野からの収入の増加は、ドヴェーズによると1661年の17万リーブルから1683年(コルベールの没年)の100万リーブルへと著増をみている。さらに1688年には170万リーブルの粗収入があったとの研究もある⁴⁰⁾。支出面では、官職の整理による人件費削減が断行され、1665年から1674年にかけて15万リーブルを減じた。ただしコルベール以後は復活することになる。林野監督局Grandes maîtrises des eaux et forêtsの数についてみると、1689年にコルベールがこれを9局に減じたものの、その後増加した。加えて用材需要の増大に伴い各監督局長には過伐のインセンティブがあったことはたしかで、森林管理について資源保全(コンセルヴァシオン)⁴¹⁾のための規定を有していたコルベール法令が厳格に運用され続けたかどうかは精査を要する。たとえばAIGREF: *ibid.*卷末の「林野監督局長名鑑」を地方別にみると、Orléans(1672)、Languedoc(1687)、Berry, Hainaut, Lyon, Paris, Poitou, Rouen, Tour(1689)、Bourgogne, Bretagne, Caen, Champagne, Picardie, Soissons

(1690)、Metz, Guyenne (1692)、Alençon (1703)、Lorraine (1756)においてそれぞれポストが新設されている。林野監督局長職は法律で任免されるもので、前職は国務長官か財務官が主であり、「低林の伐期は最低10年、高林の伐採には1アルパンにつき10本の成木を残存させる」といったコルベール令の規定に当初は従っていたと考えられるものの、しだいに世襲や売官「代理人」が横行するようになったとみえ、「過伐汚職による罷免」(Caen局長、1786)の記録も残っている。フランス革命時の局長のうち1名のみが革命政府においても林野行政に残ったものの、1名は亡命した。革命当初、官職機構の末端に位置する監守les gardesのみがその任務を継続し、その他の高級林務官が更迭されたことを反映している⁴²。

(2) 共同体有林野への介入強化

林野令第25編において、「共同体および教区住民に属する林木bois、採草地prés、沼沢、荒蕪地、放牧用の荒地、漁撈、その他の財産」の管理administrationおよび使用収益jouissanceに対する規制が明記された。これはとりもなおさず、共同体有林野・教区住民所有林野への介入強化を意味する。一般に、当時は司法と行政が未分化であったから、共同体有林における係争についての裁判権が明確になったと同時に、農民的利用そのものへの規制が強まったといってよい。

その後、共同体によって実質的に所有・利用されていた林野に対する領主権力の圧力は、共同体全体の横領ないし共同地の所有権を領主と共同体の間で分割する(トリアージュ、カントンヌマン)方式により顕在化していった。実態的には領主権力と共同体的住民団体との闘争に違いなくその結果は一様でなくさまざまな評価がある⁴³。法理論的には、「もし住民団体が、若干の地方における如く、自身に帰属していることにつき争いのない共有財産bien communalの主であるときは、住民団体は、領主と共に、領主に属する森林および空地に対する住民の使用権に関する實に厄介な問題を解決することを要」し「使用権を負担する共通財産communを所有権の形で分割すること、即ち区分け取りcantonnement」を「勝ち取ったとされる⁴⁴。

単純化していえば、領主権力は、船舶用材のた

めにはナラの高木(木の曲がり部分が重要)を、鉱工業用の燃材のためには広葉樹の低木や水車動力のための水流を、それぞれ必要とし、「住民団体」は主として家計用の住宅用材(木の通直な部分が重要)や燃材、漁撈による収益を必要としたのである。

7. 「ショーの森」の事例

一例として、今日大規模な国有林として知られるバ・ジュラ地域(ローヌ河支流ドゥー川流域:現在のランシュ=コンテ州内)のショーの森La forêt de Chaux(市町村有林を含め2万2千ha)の事例の概略⁴⁵を示す。ランシュ=コンテ地方がブルゴーニュ伯領からフランス王領に併合されるのはコルベール林野令制定から十年近く遅れた1678年のことであるけれども、フランスにおける林野所有・利用の変遷を類推する上で興味深い。

この事例の詳細については別の機会に譲りたいが、まず所有と利用の関係をみると、無主地の時代には、天然林であったといわれ、信仰の対象であった⁴⁶。13世紀前後から、樵夫・炭焼き人の利用が始まり、実質的に共同体有地となる。14世紀初頭にはこの地域で木炭製鉄が始まる。フランス領となった17世紀後半以降、王室の船舶建造・製塩に調達されるも、40もの村落が入り込み、(木炭を用いた)精錬・ガラス工業・陶器製造業で生計をたて、結果的に冬季就労の機会も得ていた。19世紀までフランスにおいては動力が木炭燃料による蒸気機関に支えられ石炭への原料転換は英國などに比し後れた⁴⁷ことがこの背景にあろう。当地の鉄は、エッフェル塔建造(1889)にも使われたものの、第一次大戦中に衰退し、製鉄所は1934年に閉鎖する。現在、ショーの森はEUの生態系保護政策であるnatura 2000の指定地域⁴⁸であり、アーケスナンArc-et-Senansの王室製塩所跡は世界遺産に指定されている。

次に森林状態の変遷を略述すると、ナラの天然高林が成立していたが、一部を13世紀頃から薪炭利用するようになる。領主権力の介入が強まった結果、高林を中心とする全ての林地を領主が所有し、とくに本流ローヌ河を経て地中海地域の造船所まで流送が可能な川沿いの高林は、コルベール

林野令適用以降恰好の海軍用材供給地となった。高林の伐採後は天然更新によって中林(高木と低木の混交した林型)に移行し、少なくともクマシデやナラなどの低木については共同体住民に利用させたか彼らの木炭生産を黙認した。王室製塩所にとっても木炭生産が重要だったからである。革命期に王有林野がそのまま国有林に移行したが、1830年以降共同体住民による訴訟が相次ぎ、22,000haのうち周辺域の約8,000haが順次市町村有林となっている。木材以外の林野用益については定かでないが、共同体にとって、ドゥー川の利用を含む広義の林野用益は当然存在したであろう。

IV. 治山治水問題の顕在化と 「山地復旧」事業

フランスにおいて「山地復旧」に関する諸法令が整備されるのは19世紀後半のことであり、具体的には、前年の大洪水を受けた1860年である⁴⁹⁾。フランスの山地復旧事業(*Restauration des Terrains en Montagne*、以下単にRTM)は、その技術的側面もさることながら、法制的側面、すなわち大革命以降の私的所有権を尊重する憲法や民法の枠組みを前提としながら収用を伴う事業を推進する点に特徴があり、山地農牧民の抵抗⁵⁰⁾に遭って宥和的政策が導入され、数次の法改正が行われた。とくに国に対する土地所有者の買取請求権を規定する法改正を行った1882年は、オーストリアにおいては、チロル・ケルンテン・クライン各地方における大洪水被害が生じた年でもあった⁵¹⁾。翌1883年にオーストリア=ハンガリー二重帝国農務大臣ファルケンハイイン伯(Jurius Graf Falkenhayn)は技術者ゼッケンドルフ(von Seckendorf)を伴ってフランスのアルプス地方を視察し⁵²⁾、帰国後の1884年には帝国砂防法(いわゆる*Wildbachverbauungsgesetz*)の制定をみる。技術的には、チロルは野渓工事の歴史を有し、すでに1779年にインスブルック大学のツァーリンガー(Franz Zallinger zum Thurn)がこれを集大成していたとされる。したがって、フランス視察の目的は技術そのものよりも法制にあつたのではないかと考えられる。先述のように明治期のお傭い外国人デレーケも日本政府に林野利用規制立法を勧告した際、フランスの事例を挙げた

ことが知られている⁵³⁾。

このように、少なくともRTMに関しては、その法制上の優位が認められていたと考えられる。フランスにおいて、このRTMを推進したのは、近世以来整備され大革命を経て再編された行政組織である*administration des eaux et forêts*(以下AEFと記す)であった。「V」節でやや詳しく述べるが、歴史家ドヴェーズ(M.Devèze)は、1827年の森林法典でAEFの所管が国有林のみならず市町村有林の後見監督に及んでいたことに加え、1860年以降のこの行政組織AEFの「権限拡大」、すなわち一九世紀後半のRTMおよび砂丘造林、河川のエロージョン対策および内水面漁業監督をその業務として取り込んでいった過程が、「AEFの称号*titre*を正当化するに十二分である」⁵⁴⁾と断じている。つまり、少なくとも、19世紀後半以降の林野行政において「水」は文字通り「森林」と結びついていたというのである。日本において治山治水のロジックが林業予算獲得の「打ち出の小槌」⁵⁵⁾であったと言われるように、フランスにおいてもAEFの呼称はRTM予算獲得と結びついていたといえるかもしれない⁵⁶⁾。

RTMに対する欧州の関心は、「森林と水」についての二千年來の経験知⁵⁷⁾を検証する性格をもつ近代的な水文観測が、20世紀初頭のスイスのエーメンタール試験地に始まったという事実に関連しよう。この事実は、単なる観測機器などの科学技術の醸成に帰せられるべきではなく、水文学に対する社会的ニーズの増大を反映したものである。すなわち資本主義経済が本格的に展開する19世紀後半の西欧大陸部において、1)都市開発にともなう同一規模の洪水あたりの被害額の著増、2)山岳地域における農牧土地利用の集約化、すなわち開墾・過放牧による森林荒廃の進展、3)アルプスを中心とする1860年前後から1870年代にかけての洪水の頻発、4)いわゆる「公論」の発達⁵⁸⁾、の4点を契機として、欧州諸国・諸邦において森林法が整備・改正され、水源地域を中心に造林が政策的に推進されてゆく際に、少なくとも短期的には犠牲となった農牧民を説得すると同時に、彼等の犠牲を伴う造林事業の実行部隊である林業技術者を鼓舞する科学的根拠が林野行政当局にとっ

表2 19世紀以降のフランス林野官制と官吏数の推移 (1801~1963)

	1801	1806	1817	1821	1824	1834	1847	1848	1849	1861	1878	1885	1888	1912	1926	1951	1959	1961	1963
Directeur ¹	-	1*	-	-	1	1*	1*	1	1	1*	-	1	1	1*	1*	1*	1*	1*	1*
Administrateurs ²	5	4	1	3	3	3	3	3	3	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-
Inspecteurs Généraux ³	-	12		4	1	1	1	1	1	1	5	10	-	2	4	9	13	3.2%	15
Consevateurs	28	29	6	20	20	32	32	20	30	35	35	39	33	37	39	77	98	33.3%	162
Inspecteurs	200	182	?	82	?	75	170	97	135	160	189	245	238	235	212	322	384	63.5%	539
Autres Officiers ⁴	800	740	?	969	?	983	712	?	?	636	584	542	562	476	286	177	206		
TOTAL (hors direct.)	1033 ⁵	969	?	1078	?	1100	917	?	?	833	813	836	836	750	541	585 ⁶	701	100%	717 ⁸

原注(抄)

1 *印のある年にはディレクトゥール・ジェネラルが置かれた。

3 この職が空席の場合は、財務検査官が監査を行った。

5 革命暦9年雪月16日(1801年1月6日)の法律によって用意された最大数のポスト。その後、この数を超えることは無かった。

引用者注: TOTAL(hors direct.) であるのは、「長官 Directeurを除く合計」の意。原注5の「最大数」の意味は、この表だけをみても1834年の1,100人である筈であり、不明である。

出所: AIGREF(2001): *Ibid.*, p.144。

て必要とされた結果であろう。森林荒廃と洪水の関係が誰の目からみても明らかだったという解釈が一見成立しそうだが、もともとアルプス山岳地域が森林で被覆されており、かつ農牧民の利用が「過度」であったかどうかについての生態学的根拠が薄弱であるというWhitedの主張⁵⁹⁾には留意する価値がある。Whitedによれば「過放牧によるアルプス山地林の荒廃」は、科学的事実であるというよりもむしろフランス林野行政当局のロジックにすぎない。

V.まとめと考察

これまでの整理により、RTMの実施以前においてはとくにフランスのみに、他の欧州諸国に比し治山治水の意識が高かったとは考えられず、少なくともRTM以前のEFの名辞の意味するところは非耕地全般を意味する「便利な表現」であったということが明らかとなった。EFの「水」が治山治水をも意味するようになったのはドヴェーズも述べているように、近代以後のことであると考えられる。そこで、19世紀以降の行政組織および林学におけるEFの名称について整理した上で、若干の考察を加えたい。

1. 行政組織用語におけるEF

大革命時点(1789年)には20の林野監督局 *grandes maîtrises d'eaux et forêts* があったが、革命期の混乱⁶⁰⁾を経て1801年には28の大林区⁶¹⁾ *conservations des Eaux et Forêts* に編成された。地方の局長(区

長)は *grand maître* から *conservateur* と名称変更されたことになる。表2において、Directeur、Administrateurs、Inspecteurs Générauxはパリの森林中央局に勤務し、Conservateurs、Inspecteurs 以下は地方勤務である。

1827年の「森林」法典 *code forestier* は、コルベール令以来の本格的な近代森林法制であるが、コルベール令がその名称に含んでいたEFは消えた。AIGREF⁶²⁾によると、内水面の監督に関する実態においても1810年12月23日のデクレ(法令の一種)により運河の監督権、1862年4月29日のデクレにより「運行・流送可能な河川」の漁業権も土木行政当局に「奪わ」れ、林内の河川のみが林野当局の監督下に置かれた。しかし1877年に森林行政 *Administration Forestière*(AF)が大蔵省から農商務省に移管されると、1896年11月7日のデクレで運河以外の内水面漁撈を土木から森林行政に再移管し、1898年4月19日のデクレにより、メリース農業大臣兼首相のもとで、Eauxの語が林野行政に「復活」することになる。ちなみに漁業権に関してはその後も土木行政との綱引きがあり、1955年には表3のような棲み分けが成立するに至っている。

1960年代中葉のいわゆるビザニ改革によって、林野行政のうち国有林および市町村有林管理を行う現業部門は、産業的性格の公施設法人「林業公社 *Office National des Forêts*」として独立し、私有林行政は、農林省の出先機関等が担当するようになる。この際、官庁名称からはEauxの語は消滅

表3 漁業権の管轄をめぐる土木行政と林野行政(1955年)

漁業権(1955)	国有水路(km)	運河(km)	航行流送不能水路(km)	非国有地上のダム等(ha)	国有の池(ha)	私有の池(ha)
土木所管	4,831	2,310			18,486	
林野所管	6,434		258,000	25,000	31,514	105,300

出所 : AIGREF, *ibid.*: p.93より筆者作成。

したが、技術官を養成する「林業学校」やその卒業生団体の名称にはEFの語が残った。この点は項を改めて述べる。

2. 19世紀以降の林学におけるEF

(1) 林業雑誌の変遷

現在、フランスを代表する唯一の公的な林学・林業雑誌は『フランス林業雑誌 Revue Forestière Française』であるが、その起源は1806年創刊の『林業年報 Annales Forestières』⁶³⁾である。1862年、これを引き継いだ『林野雑誌 Revue des Eaux et Forêts』が創刊され、第二次大戦後の1949年に現在の誌名に変更されている。雑誌の名称としては、1862~1948年の87年間、EFを含んでいたことになる。1949年の誌名変更の背景には、1946年に国家森林基金 Fonds Forestier National が創設され、私有林業への公的助成が本格化するなど、林業振興政策の本格化があるように思われる。2002年11月現在、発行を担当する4名の常勤職員は後述するENGREFの職員であり、彼等の入件費を含め、林野当局の手厚い財政的助成を受けていた。

(2) 国立高等専門学校

王政復古期の1824年、森林法典公布の3年前に林野行政の高等行政官の養成を旨とする高等専門学校(グランドゼコールの一)がロレーヌ地方のナンシーの地に創立される。政体の変遷とともに王室、帝室と冠名を変え、共和政となるに至って Ecole Nationale des Eaux et des Forêts (ENEF) の名称が確立する(以下、通時にENEFと呼ぶ)。その後、ピザニ改革によって農村工学 Genie Rural 部門を合併しENGREFとなるが、一貫してEFの名称を含んでいた。入学生の分析が、ENEFの変化をある程度示している⁶⁴⁾。すなわち、地域的にはナンシー周辺から全国各地へ拡大して行き、両親がパリに在住する学生の割合が増え、両親の社会階層をみると貴族と「農村ブルジョア」の子弟

が減り、「都市ブルジョア」と大衆階級の子弟が増大している。RTMの時代には、ENEFを卒業し Inspecteur Général となったドモンゼーが活躍したが、山地保全工学についてはCEMAGREFという別の研究機関がグルノーブルに設立され、今日では中心的な研究センターとなっている⁶⁵⁾。なお、ENEFの歴史上興味深いのは、1867年から1884年にかけての英国人留学生の受入れ⁶⁶⁾、高島得三の滞在(1885~1888年)、アメリカ合州国初代森林局長となったG.ビンショーの滞在(1889年)である。

ENEFの卒業生は、林野エンジニアの資格を持ち、林野行政機関に就職した場合、高等官職に就くことになる。なお、2007年1月1日より、ENGREFは、他の農業関係研究機関とともにAgroParisTechに統合されその一部を構成する形となっている。

学校名については一貫してEFの名辞を保持し、AIGREFのような卒業生団体も同様である。しかしながら、都市出身者学生の増大や、有力な就職先である林野行政当局の質的変容は、ENEFの一貫した名称にかかわらず、その教育・研究内容が変化してきたことを示唆している。21世紀初頭に他界した林業経済学研究室のノルマンダン(D. Normandin)教授の最後の大きな仕事は、natura 2000指定のための生態系類型を定義する膨大な目録(DOCOB)の作成にかかわって、類型によって異なる生態系保全費用を推計したことであり、人為の加わった二次的自然に対する研究蓄積の深さを示したものであった。

3. 考察——RTMと平地林管理・利用の間

中世期に、非耕地ないし林野一般を指す便利な表現としてEFが出現して以来、EFの語は17世紀のコルベール林野令や諸官制に受け継がれてきた。大革命期の混乱を経て、資本主義化のなかでの木材需要に応えるためのドイツ式の森林資源管理・木材資源の持続的利用を目指したといわれる森林

法典(1827年)においては、EFの語が消滅し林野行政AEFもいつしか「森林行政AF」と名称を変える。RTMの開始、砂丘造林の管轄や内水面漁業の管轄を土木行政から「取り返した」19世紀末に AEFの呼称が復活するものの、第二次大戦後の私有林造林助成の本格化とともに、公的林学雑誌からEFの語が消え、1960年代中葉のピザニ改革により行政名称から再びEFの語が消える。ただし、グランド・ゼコールの一角を担うENEFは、RTMにおける重要性を喪失するなどその内容を変化させつつも、EFの名称を維持してきたのだった。

フランス人水文学者のV.アンドレアッシャン(Vazken Andréassian)が示したように^⑦、フランス語のEFの解釈はいわば林野利用権説と治山治水説の二説に大別されよう。ただアンドレアッシャンのレビューは両論併記にとどまっている。しかし、これまでみたように中世・近世におけるEFとRTM以降のEFは明確に異なる。加えて飲料水源の水質悪化がフランス(や欧州)の社会問題となった1980年代以降、名目化しつつあったEFに新たな意味が付与されていることが、冒頭に触れたLIFEプロジェクトの背景にあることは疑いない。

欧州の中で、なぜフランスだけがEFという名詞を用いたかについて、中世初期の*forêt*の語意が「樹木の生育している場所」へ変化したことについて本稿はその根拠を求めた。本稿の名辞的考察はささやかな一歩に過ぎないが、フランス林政史研究や、現代のフランス、欧州、ひいては世界における「水と森林」の新たな意義を展望するための礎石となれば幸いである。

謝辞

本稿執筆にあたり日本では入手困難な仏語資料の多くを利用することができたのは、沼田笑子氏(故・沼田善夫氏のご伴侣)のご助力に負う所が大である。また粗稿段階で後藤宣代氏(福島県立医大)および査読者より大変有益なコメントをいただいた。記して謝意を表したい。

注

- 1) 蔵治光一郎+保屋野初子編著『緑のダム——森林・河川・水循環・防災』築地書館、2004年。
- 2) WWF等の報告書とは、Dudley, N. and Stolton, S.: *Running Pure*, World Bank / WWF, 2003を指す。フランスの公式報告は、Conseil National de l'Évaluation: *La politique de préservation de la ressource en eau destinée à la consommation humaine*, La documentation Française, pp.253~255, 2001を参照。
- 3) 蔵治+保屋野ほか『前掲書』。
- 4) Endres, Max: *Forstpolitik*, Zweite Auflage, Jurius Springer, Berlin, 1922, p.250.
- 5) 井口昌平「DE RIJKEが砂防事業について論ずるのに当って引用したフランスの事例について」『デレーケ研究』第1号、1985年。建設省中部地方建設局木曽川下流工事事務所編『デ・レーケとその業績』、1987年、p.233。
- 6) LIFE助成事業は*Eau et Forêt*という単数形の「水」と単数形の「森林」を組み合わせたプロジェクト名となっているが、13世紀以降の仏国官制名称では*Eaux et Forêts*という、複数形の「水」と複数形の「森林」とを組み合わせた名詞が専ら用いられている。本稿でEFという場合、後者を指すこととする。
- 7) AIGREF ed.: *Des officiers royaux aux ingénieurs d'État dans la France rurale (1219-1965)*, Éditions TEC & DOC, 2001., p.24.
- 8) ブロック、M.、河野・飯沼訳『フランス農村史の基本性格』創文社、1959年。
- 9) 中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社、1963年、p.19。
- 10) ブロック『前掲書』。Beaupaire, P.-Y. et Giry-Deloison, Ch.: *La Terre et les Paysans. France - Grande-Bretagne XVIIe-XVIIIe siècles*, Atlande, 1999.
- 11) Fr. オリヴィエ=マルタン著、塙浩訳『フランス法制史概説』創文社、1986年。アンベル J.、三井・菅野訳『フランス法制史』白水社、1974年。
- 12) Huffel, Gustave: *Les Méthodes de l'Aménagement Forestier en France. Etude Historique*, BERGER-

- LEVRAULT, 1926., p.231 および Devèze, Michel : *Histoire des Forêts*, PUF, 1965.
- 13) Waquet, Jean-Claude: *Les Grands Maîtres des Eaux et Forêts de France de 1689 à la Révolution. Suivi d'un dictionnaire des grands maîtres*, Librairie Droz, 1978, 434pp., CNRS: *Les Eaux et Forêts. Du 12e au 20e siècle*, CNRS, 1987, p.767、および AIGREF: *ibid.*
 - 14) 代表的な研究のひとつに伊藤栄「ドイツ村落共同体の研究 増訂版」弘文堂、1971年がある。
 - 15) ウエストビー J.、熊崎実訳『森と人間の歴史』築地書館、1990年。
 - 16) 影山久人「フォルスト考——所謂『フォルスト問題』についての素描」『三田学会雑誌』66巻1号、1973年、pp.59-67。
 - 17) Huffel: *ibid.*, pp.12-15.
 - 18) 「領主は養魚池や生簀を造るために河川を巧みに手に入れる。彼はその流れに粉挽場や漁場を設ける。留保地は、遂には、森林に、また、未耕地、ヒース繁茂地、沼沢地に及ぶ。…領主は、殆ど到る所で、書類の欠如のために原始的法状態について果てしない争が起るこれら森林や空白地に、手を着ける。彼は、そこに狩猟の留保地を造り——これが『foresta』なる語の最初の意味であり、この語をフランス人は『forêt』とした——、そこに兔の繁殖する禁制地を造る」。12世紀の大開墾時代に、領主はこれら留保地の小片を譲与することで税収を得る。結果としてそれは、土地保有者衆が慣習的使用権を確立し、法的共同体を形成させることとなった(マルタン『前掲書』p.224)。ここで法学者マルタンの説く *forêt* の語意は独語の *Wald* に近い。しかし、この記述から、河川からの用益を領主が徹底的に専有していたことがみてとれる。「留保地の小片」として「譲渡」された土地が *forêt* であったとしてもそこには水車や漁場 *eaux* は決して含まれなかつたであろう。
 - 19) その後、bois communal、forêt communaleなどと呼ばれたようであるが、とくに後者については、1827年の森林法典によって國の後見監督下におかれる市町村有林を意味する法律用語となっている。
 - 20) ドイツ語についてはゲルマン語源説も有力だったが、論争に決着をつけたのは、1909年に発表されたティンメ Thimme の「Forst=法的区域 Rechtsbezirke」説であった。影山久人「前掲論文」、および山縣 光晶「ドイツ語の *Wald* と *Forst*、日本語の森と林と森林——言葉の意味するものの違いについて」『森林文化研究』15巻、1994年を参照のこと。
 - 21) マクシミリアン公による法令。以下の2論文を参照。若曾根 健治「森林犯罪告発人制度管見(一): 領邦国家と農村共同体」「熊本法学」第29号、1980年、pp.59-128。同「ティロール森林令雜考: 領邦立法史研究覧書」「熊本法学」第27号、1978年、pp.1-44。
 - 22) CNRS: *ibid.*
 - 23) CNRS: *ibid.* Devèze: *ibid.* マルタン『前掲書』。
 - 24) AIGREF: *ibid.*, p.24において Guérin, J.-C. は、すべての王室文書が1194年のフレテヴァルの戦いにおいて焼失したため、現存する史料のなかでは最古なのであってそれ以前に EF の語が存在しなかつたかどうかは不明である旨、付言している。
 - 25) マルタン『前掲書』 pp.824-825。
 - 26) ブロック『前掲書』 p.247以下。
 - 27) CNRS: *ibid.*, pp.28-30. Devèze: *ibid.* Lacroix, Jean-Paul: *Communes et Régimes Forestiers*, <http://www.fncofor.fr/detail.do?noArticle=1508>, 2006年7月25日ダウンロード。Hildesheimer, Françoise et Bimbenet-Privat, Michèle: "Eaux et forêts: Table de marbre Maîtrise particulière de Paris", in *Archive Nationale "État des sources de la première modernité (1589-1661) conservées dans les archives et bibliothèques parisiennes"*, 2006, pp.252-255 (以下たんに AN (2006) と記す)。柴田 三千雄『フランス史10講』岩波書店、2006年、p.59。
 - 28) ドヴェーズ M.、猪俣 禮二訳『森林の歴史』白水社、1973年、p.42。
 - 29) Lacroix: *ibid.* は、先述のブリュノワの王令では、林野上級査察役人を廃止し、再びバイイ職に林野行政裁判を任せたとしている。

- 30) ドイツ諸邦においてもこの時代の鉱山開発が、共有林野への領邦権力介入の引き金となったことが知られている。瀬原 義生「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」『立命館文學』第585号、2004年、pp.42-83。若曾根(1978)「前掲論文」。
- 31) 一般のバイイ裁判区と林野監督局とでは、その管轄する範域も異なっていた。たとえば、パリ林野監督局の管轄区域は、Étampes, La Ferté-Alais, Brie-Comte-Robert, Corbeilの4つのバイイ裁判区にまたがっていた(AN(2006): *ibid.*)。
- 32) AN(2006): *ibid.*
- 33) 柴田「前掲書」p.59。柴田や中木「前掲書」は「売得性」の語を用いているが本稿本文においては「買得性」に表記を統一した。
- 34) 柴田「前掲書」pp.64-65。
- 35) 中木「前掲書」pp.332-343。
- 36) 「これらの主要な法文——刑事令や商事令を指す(古井戸)——と並んで、技術の面でも、影響力の面でも、次のものを挙げる。即ち、1669年王令。これは河湖森林に関する準則を内容とするもので、長い一連の法文を含む王令の内の最後のものであり、真実の森林法典 code forestier であって、これに匹敵するものをわが国の近代法は未だ持っていない」(マルタン「前掲書」p.525)。後述するように仏国森林法典は1827年に制定された。
- 37) 正式名称は、Ordonnance de Louis XIV. Roi de France et de Navarre, sur le fait des Eaux et Forests, Donnée à S.Germain en Laye au mois d'Août 1669.であるが、後の法令、たとえば1792年8月28日の法律ではたんに、l'ordonnance des eaux-et-forêts de 1669と略記されている。
- 38) CNRS: *ibid.* pp.150以下。
- 39) 旧体制期から革命期にかけてのマルトラージュについては、Dumont, Charles: *Dictionnaire Forestier, deuxième partie*, Chez Garnery, 革命暦11年(1804年前後)、pp.170-174に、19世紀の海軍用材についてのマルトラージュについては、Ballu, Jean-Marie: *Bois de Marine*, Éditions du Gerfaut, 2003に、それぞれ詳しい。現代のマルトラージュについては、De Bourgoing, P. et Huerta, C.: *Le Garde Forestier*, Calligram, 2001, 26pp.が児童書ながら判りやすい。
- 40) 佐村明知『近世フランス財政・金融史研究』有斐閣、1995年、表3-3。なお、この表からは、1688年から1695年にかけて、「森林関連」収入に占める「シャルジュ」の比率が増大(27→38%)していることが読み取れる。これは、地方林野行政官の森林管理「経費」としての取り分の増大を意味しよう。この増大に見合った森林管理を行っていたか否かが問題である。また、ドヴェーズは言及していないが、1630~40年代から1730年頃にかけて、フランスはおおむねデフレ状態にあり1695年には「全商品の価格が30年前の半分になっている」と言われた(メチヴィエ H.、前川訳『ルイ十四世』白水社、1955年、p.122)ほどであるから、コルベール改革による王有林野からの収入増の度合いは実質換算すれば激増といってよい。
- 41) 近代林学の確立以前に、森林の保全 conservation という概念が明示的に登場(林野令第27編)したこと自体は注目に値する。後述するよう、革命直後1791年9月29日の法律により、conservateurが官職名としても出現する。
- 42) 通説的には革命期の無政府的・自由主義的濫伐の方が激甚であったとされる。実際その後19世紀初頭~王政復古期に高級林務官の復活・近代林学の確立・森林法典の成立をみる。ドヴェーズ「前掲書」pp.86-89を参照のこと。
- 43) ブロック「前掲書」pp.253-257は、カントヌマンやトリアージュを、「16世紀以来、かつてないほど猛烈となった」共有地にたいする攻撃の一環として記述している。しかし、共同地をめぐる紛争に関する Vivier の実証研究は、18世紀中葉以降、共同地分割に対する諸階層の態度は地域によりヴァリエーションを持つようになり、端的に言えば時代や地域によって、領主が農民から「奪う」場合と農民が部分的所有権を「確保する」場合があったことを示しているように思われる。Vivier, N.: *Propriété collective et identité communale. Les*

- Biens Communaux en France 1750-1914*, Publication de la Sorbonne, 1998, 352pp.を参照のこと。なお、僧院有林については、1463年の王令で資源調査 inventaire を命じて以来、何度も介入を試みるも失敗している。
- 44) マルタン『前掲書』pp.610-611。
 - 45) Spicher, Armand: *Le Jura*, Éditions La TAILanderie, 2006, pp.168-171, 180-181.
 - 46) 郷土史家J.-C.シャルノズ氏の著書によると、Rans教区の住民達が勝手に入り込んで多数のコミュースを形成していたという(“*La Forêt de Chaux, historique et généalogique par Jean-Claude Charnoz*”, disponible chez l'auteur)。
 - 47) フランスの産業革命における木炭製鉄の意義については、島田悦子『欧洲経済発展史論—一歐州石炭鉄鉱共同体の源流』、日本経済評論社、1999年、第1部第2章の以下の記述が参考になる。すなわち「1812年の銑鉄生産は約10万トンであった。このころのフランスにおいては、なおほとんど例外なく旧式の木炭精錬が行われていた。したがって工場は森林の付近に存在しており、工場分布の状態は18世紀とほとんど変わらなかった」(pp.24-25)と指摘し、工場の分布図も示しているので、当時の仏国における薪炭材生産が可能な広葉樹低林ないし中林の分布が間接的に伺われる。水車動力も見逃せない。T. S. レイノルズ、末尾ほか訳『水車の歴史』平凡社、1989年によると「1826年にシャルル・デュパンは、フランスには少なくとも6万6,000台の水車があり、それらは、フランスの全蒸気機関の動力の3倍以上を発生していると見積もったが、彼の蒸気動力の出力に対する推計量はむしろ大きすぎた。19世紀中ごろにおけるフランスのデータは、水力が引き続き支配的であったことを示しており、たとえば、製鉄業では1844年に、蒸気の馬力と水力の馬力の比は1対3.6であった。…1861年から1865年の工業調査によれば、織物、鉱山、冶金、金属加工の諸工業においては、蒸気動力が水力にとって代わり、その割合は2対1となったが、穀物製粉では水力と蒸気動力の割合は20対1、
- フランスの全工業においては2対1であった」(p.360。原文の数字はすべて漢数字)。
- 48) natura 2000については、八巻一成「EUの共通自然保護政策、Natura 2000」(所収 石井寛・神沼公三郎編著『ヨーロッパの森林管理—國を超えて・自立する地域へ』日本林業調査会、2005年、pp.63-89)など。
 - 49) 欧州においてはバイエルンで1852年に山地保安林法・水法・牧野法が整備されたのに次ぐ大きな動きであったといえよう。
 - 50) エピソードとして有名なものにピレネー地方アリエージュ県における「貴婦人戦争」がある。Whited, T.L.: *Forests and Peasant Politics in Modern France*, Yale University Press, New Haven, 2000.参照。アルプ地方を含めた概論としては、是永東彦『フランス山間地農業の新展開』農文協、1998年.を参照のこと。
 - 51) 同年、エンゲルスは『マルク』を出版し共同地に対する農民の権利回復運動を鼓舞した。他方チロルにおいては林野監守人Waldaufseherの公的研修制度が確立している。
 - 52) Endres: *ibid.*この視察の技術面における成果はv.ゼッケンドルフの『荒廃溪流の防災施設工事、山岳の土地の造林と草本類による緑化』(1884年)という著作にまとめられたという。その後も「森林技術者のなかから数人が荒廃溪流防災施設工事の研究のために南フランスへ1884年に派遣」された。
 - 53) 注5)を参照。
 - 54) Devèze: *ibid.*, pp.112-113. 内水面漁業の監督行政については1897年にAEFの所掌となったとのみドヴェーズは述べている。本稿「V.」章に述べるような複雑な経緯を知悉した上で、クセジュ文庫の性格や紙数から上記のような解説に留めたのであろう。
 - 55) 吉島敏雄編『日本林野制度の研究』東大出版会、1955年、pp.98-99。
 - 56) 2000年の予算法律(PLF2000)において、RTMのほか森林防火対策、海岸砂丘固定からなる林野関係の国土保全関連予算は、国直轄分(予算コード51-92-90)が2,338万フラン、補助分(予算コード61-45-10)が4,384万フランで、

- この合計額6,722万フランは、林野関係の全資本支出4億4,315万フランの15%を占めている。
- 57) 中野定雄ほか訳『ブリニウスの博物誌 第Ⅲ卷』、雄山閣、1976年、p.1282。
- 58) たとえば、阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族』岩波書店、1999年はフランス革命期の「公論」と政策形成過程について論じているが、Whitedは、19世紀後半においてパリや地方都市での「公論」が辺鄙な山岳地域に波及する過程を論じた。Whited: *ibid.* 参照。なお、商業的な木材需要の増大や価格上昇の影響も当然考慮すべきだが、ここでは断片的に、1838年以降のフランスの「鉄道ブーム」による木材消費の急増、1844年の米国における木材バルブによる製紙技術の実用化、1851年のスイスによる森林保護目的の木材輸出関税(3~5%)の設定(関税法)、1860年の米南北戦争による針葉樹材価格の高騰に触れるにとどめたい。
- 59) Whited: *ibid.*
- 60) 革命暦11年(1804年前後)に出版されたDumont: *ibid.* の序言が次のように述べているのは革命期の行政所管の様相を示していて興味深い: 「本事典の編纂が始まった時点においては『水 des eaux』の行政警察が、それが革命暦10年花月14日の法律によって森林行政Administration Forestièreの所管に属することになるとは予想されていなかったがゆえに、水に関する叙述は『林材 bois』に関する叙述ほど紙数が割かれていない。とはいっても読者は、1669年の(コルベールの)王令の抜粋から、また『航行』、『漁撈』、『河川』といった項目を参照することによって、(水の)濫用を抑制し違反を防止・鎮圧する任務を関係当局に与

える手続き・監督の詳細について、十分な理解を得ることができよう」(pp.iv-v)。

- 61) Devèze: *ibid.*, pp.74-75. 高島 得三「佛國森林事務一般ノ組織」「大日本山林会報告」第47号、1886年の訳語に従った。高島のナンシー留学中の報告である。
- 62) AIGREF: *ibid.*
- 63) ちなみに『鉱山雑誌』は1794年、「理工科学校雑誌」は1795年にそれぞれ創刊されており、林学関係の雑誌はこれらに後れを取っている。ドイツ林学の興隆に刺激されてフランスの近代林学は始まった。林業学校創立時の教官ポストにはドイツ語教員が含まれていた。
- 64) G. Buttoud: *Les Élèves de l'École des Eaux et Forêts (1825-1964), revue forestière française*, Tome 34, 1982, pp.6-14.
- 65) Cemagref(農業環境工学研究所)。研究的性格の公施設法人。1981年、農務省所管の研究所として設立された時の正式名称は「農業機械・農村工学・林野国立研究センター」Centre national du machinisme agricole, du génie rural, des eaux et forêts(略称CEMAGREF)だったが、1984年に高等教育・研究所との共管となったのを機に「Cemagref」が正式名称となつた。山越隆雄「仏国農業環境工学研究所(Cemagref)の紹介」『土木技術資料』49巻6号、pp.15-16、2007年。
- 66) 古井戸 宏通「フランス林業学校略史——日仏交流に向けて」『山林』1427号、2003年。
- 67) Andréassian, Vazken: *Histoire Conjointe des Eaux et des Forêts, in Forêts et eau: 168ème session du Comité Scientifique et Technique. Nancy, 26 au 28 septembre 2001.* SOCIETE HYDROTECHNIQUE DE FRANCE, 2001., pp.53-60.